

議案第86号

令和5年度
深谷市水道事業会計補正予算
(第1号)

令和5年度深谷市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度深谷市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度深谷市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

（変更）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
たな卸資産購入限度額	令和6年度まで	20,900千円	補正前に同じ	25,900千円

令和5年11月24日提出

深谷市長 小 島 進

地方公営企業法施行令第17条の2の規定による
予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(変更)

(単位:千円)

事項	区分	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳		
			期間	金額	期 間	金額	企業債	負担金	損益勘定 留保資金
たな卸資産購入限度額	補正前	20,900	—	—	令和6年度まで	20,900	—	—	20,900
	補正後	25,900	—	—	補正前に同じ	25,900	—	—	25,900